

## 大学における薬物乱用防止教育の一試案

——大学生を対象とした意識調査結果から——

中野 智美\*・竹下 誠一郎\*\*・宮川 八平\*\*\*・斉藤 ふくみ\*\*

(2011年9月15日受理)

A Tentative Plan for Drug Abuse Prevention Education in University

——From the Results of a Survey on the Attitude of University Students——

Tomomi NAKANO, Seiitirou TAKESHITA, Happei MIYAKAWA and Fukumi SAITO

キーワード: 大学生, 薬物乱用防止教育, 試案

JASSO (日本学生支援機構) の調査では, 2006 年以降, 7.8%の大学で薬物乱用事件が生じていたと報告した<sup>1)</sup>. また, 先行研究<sup>2)</sup> から 53.6%の大学生は薬物の入手が可能であり, 9.9%の大学生は周囲で薬物乱用を見聞したことがわかった. 大学における薬物乱用防止教育は, 指導内容の充実化や効果的な指導方法が期待されている. そこで本研究は, 茨城大学生を対象に薬物に対する意識を調査し, 大学生の実態や課題を明らかにしたうえで, その結果をもとに大学入学時のガイダンスにおける薬物乱用防止教育の一試案を検討した. 参考資料となることを期待したい.

### はじめに

薬物はその薬理作用をもって, 一般的に医薬品として利用されることが多い<sup>3)</sup>. しかし薬物のなかには, 人の病を癒すという薬本来の目的と離れ, 心身に害を及ぼし, 依存状態に陥れる薬物がある. 社会的問題となる薬物の中核は, 覚せい剤, 有機溶剤, 大麻, 麻薬, 向精神薬などであり, これらの薬物は, 各法律 (覚せい剤取締法, 毒物及び劇毒取締法, 大麻取締法, 麻薬及び向精神薬取締法) で定められているが, しばしば法律の規制に反する使用がされるため, 「薬物」のなかでも, 「違法薬物」と区別される. 薬物乱用とは, 社会規範から逸脱した目的や方法で, 薬物を接種すること<sup>3)</sup> である. 財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターでは, 薬物乱用は「医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること, 医療目的にない薬物を不正に使

\*青森市立沖館小学校    \*\*茨城大学教育学部    \*\*\*茨城大学保健管理センター

用すること」<sup>4)</sup> であるとしている。言い換えれば、遊びや快感を求めるために覚せい剤、有機溶剤、大麻、麻薬、向精神薬などの薬物を使用することだけではなく、医療品の不適切な使用も薬物乱用である。たとえ一回だけでも目的から外れた使用は乱用であり、犯罪である。

我が国における薬物事犯検挙者は増減を繰り返しており、2009年の薬物事犯検挙者は14947人であった。最も乱用されている薬物は覚せい剤であり、全薬物事犯の約80%を占めているが、過去10年間の推移をみると減少傾向にある。大麻事犯の検挙者は、覚せい剤事犯の検挙者に比べ少ないものの、年々増加している<sup>5)</sup>。「2009年中の大麻事犯の特徴は、大麻事犯検挙人員の61.3%が少年及び20歳代の若年層である」<sup>5)</sup>ことから、若年層の乱用が、大麻事犯の増加に影響したといえる。昨今では、若年層のなかでも、大学生の大麻乱用、薬物の売買事件が相次いで報道され、大学生の大麻乱用が社会的問題となっている。

2007年に発表された警察庁、厚生労働省及び海上保安庁の調査によると、過去20年間(1987年～2007年)、大麻取締法違反容疑で摘発された大学生の数は増減を繰り返しており、最も少なかったのは1997年の21人、最も多かったのは2004年の115人であった<sup>6) 7) 8)</sup>。大学生の占める大麻検挙者人員の割合は3～5%で、2008年は2004年に比べ減少した。2007年に大学生の大麻乱用問題が相次いで報道されたが、実際には大きな増加はみられなかった。

ここ数年の大学生の検挙者の推移をみると大きな変化はみられないものの、大学生の大麻乱用については、大学構内で売買を行う、大学の仲間同士で吸引するなど、乱用の拡大が危惧される状況にあり、実際に検挙されている大学生は氷山の一角に過ぎない<sup>9)</sup>と考えられている。先行研究<sup>2)</sup>で、53.6%の大学生が、薬物の入手が可能であると報告していること。また、小学校、中学校、高等学校と系統的に実施されている薬物乱用防止教育が、大学では実施されていない大学があり<sup>1)</sup>、また指導内容や方法は十分であるとはいえないことが課題として挙げられる。

これらの実態や問題を抱え、内閣に設置された薬物乱用対策推進本部は第三次薬物乱用防止五か年戦略(2008年)を決定した。そのなかで、「大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成するなどの啓発の強化を図る。」としている<sup>10)</sup>。これを受け、文部科学省は「大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。」と通知した<sup>11)</sup>。

以上のことから、今後小学校、中学校、高等学校に加えて、大学における薬物乱用防止教育の徹底が必要であることがわかる。

そこで本研究は、茨城大学生を対象に薬物に対する意識を調査し、茨城大学生の実態や課題を明らかにし、大学における薬物乱用防止教育に関する意見を踏まえたうえで、大学入学時のガイダンスにおける薬物乱用防止教育の一試案を検討した。

## 対象及び方法

学生定期健康診断時(2009年4月6日～22日)、茨城大学全学生8305人(2009年5月時点)のうち、学生定期健康診断を受けた学生6993人を対象に質問紙調査を行った。有効回答者は5121

人，回収率は茨城大学全学生の61.7%，健康診断を受けた学生の73.2%であった。

質問紙は，2006年2月，文部科学省が全国の小学校（第5，6学年生），中学生（全学年），高等学校（全学年）を対象に実施した「児童生徒の薬物に関する意識等調査」<sup>12)</sup>を参考に全14問を作成した。本稿では，「これまでの薬物乱用防止教育の有無」「期待する学びの場」「大学における講義の必要性」の3質問について取り扱う。量的結果についてはSPSS16.0 J for windows を用いて分析した。また，自由記述については，谷津<sup>13)</sup>による質的看護研究手法を用いた。それらの結果をもとに大学における薬物乱用防止教育の講義内容・方法について検討し，試案の作成を試みた。なお，その他の11質問に関する結果は，別に報告した<sup>14)</sup>。倫理的配慮については，調査対象者のプライバシー保護の観点から，茨城大学保健管理センターの個人情報保護規定に準じて実施した。

## 結果

### 1. 薬物乱用防止教育の有無

「あなたは，これまで大麻などの薬物について学校や講演会で学んだり聞いたりしたことがありますか。」の質問に対する回答は，4393人（85.8%）の大学生は薬物乱用防止教育を受けてきた一方，440人（8.6%）の大学生が薬物乱用防止教育を受けたことがないと回答した（図1）。

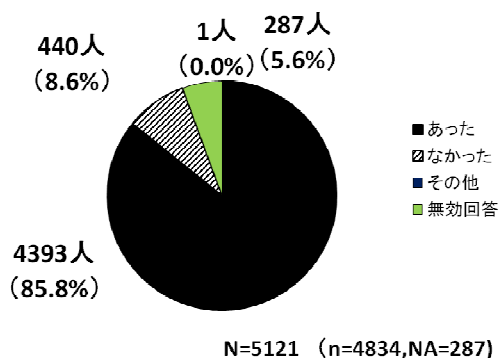


図1 薬物乱用防止教育の有無

### 2. 期待する学びの場

「あなたは，大麻などの薬物を使った場合の心や体への害について学ぶとしたら，どこがよいと思いますか。」の質問に対しては，期待する学びの場は，小中高校4249人（83.0%），大学1117人（21.8%），家族787人（15.4%），警察744人（14.5%），病院649人（12.7%），地域569人（11.1%），ネット494人（9.6%），保健所459人

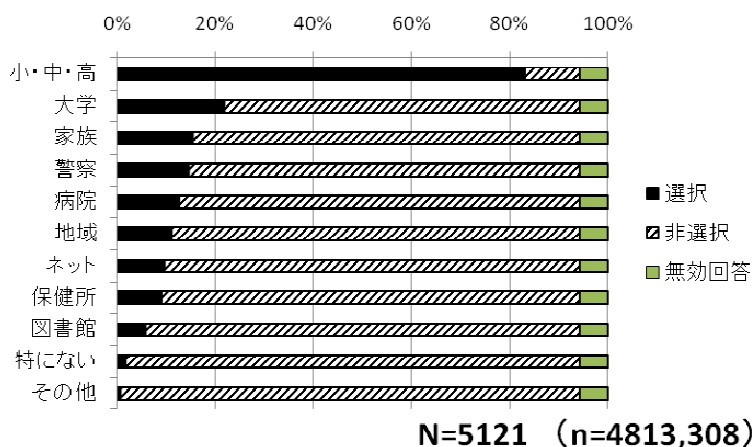


図2 期待する学びの場

（9.0%），図書館300人（5.9%），特にない86人（1.7%），その他28人（0.5%）であった（図2）。

### 3. 大学における講義の必要性

「大学で、薬物に関する講義が必要と  
 思いますか。どんな内容の講義が必要と  
 思いますか。」の質問に対しては、大学に  
 おける講義は必要 1975 人 (38.6%)、必  
 要ない 2669 人 (52.1%) であった (図 3)。  
 講義内容などを問う自由記述は 593 人  
 (11.6%) が回答した。自由記述のうち  
 531 人は必要に関する記述、62 人は  
 必要ないに関する記述であった。

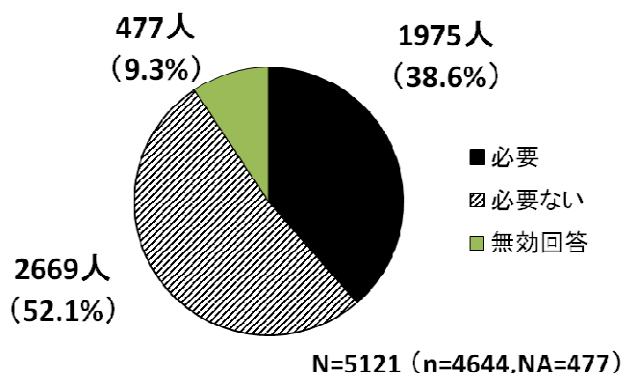


図 3 大学における講義の必要性

### 4. 大学における講義について

大学における講義の自由記述 593 人分をコード化「 」し (719), 大学での講義を必要とする  
 コード 657 と必要ないとするコード 62 を抽出した。そして、サブカテゴリー〈 〉, カテゴリー  
 【 】に分類した。

#### 1) 必要とする自由記述

必要とする自由記述より、【講義内容】、【講義方法】、  
 【講義時期】のカテゴリーが抽出された。【講義内容】  
 は、薬物の〈危険性〉、〈害〉、〈法的知識〉、〈使用後どう  
 なるか〉、〈症状〉、〈影響〉、〈断り方〉、〈入手経路〉、〈副  
 作用〉、〈その他〉から成る。〈その他〉は、薬物を科学的  
 に学びたいとする内容や、薬物の末端価格、薬物乱用防  
 止教育の実施方法、薬物乱用者に対する偏見について、  
 薬物乱用対策の関係機関についてなどが挙げられた。

【講義方法】は、薬物依存症の社会復帰施設職員や薬  
 物依存回復者による〈経験談〉、映像や写真などの〈視覚  
 的教材〉、警察、保健所及び自助グループなど関係機関者  
 による〈講演会〉、〈事例紹介〉、〈その他〉から成る。〈そ  
 の他〉は、現物を見学する、討論形式で行う、発表形式、  
 単位が取得できる、大学の実態調査を踏まえて行うなど  
 が挙げられた。

【講義時期】は、〈入学時のガイダンス〉、〈その他〉か  
 ら成る。〈その他〉は、健康スポーツ、主ゼミナールなど  
 が挙げられた (表 1)。

表 1 必要記述の分析結果

カテゴリー	サブカテゴリー	コード数
講義内容 (400)	危険性	77
	害	57
	法的知識	47
	使用後どうなるか	45
	症状	20
	影響	19
	断り方	11
	入手経路	9
	副作用	5
	その他	110
講義方法 (161)	経験談	69
	視覚的教材	29
	講演会	22
	事例紹介	16
	その他	25
講義時期 (16)	入学時のガイダンス	13
	その他	3
その他 (80)	「必要」の理由	24
	思いつかない	7
	その他	49
合計		657

## 2) 必要ないとする自由記述

必要ないとするコードは、〈小中高で学んだ〉、大学生は〈判断できる年齢〉、講義の〈必要性を感じない〉、〈常識〉、講義を開講しても〈受講しない〉、学ぶことで薬物の〈興味を増強させる〉、薬物乱用に対して〈悪いことはわかっている〉、〈自己責任〉、〈時間がもったいない〉に分類された（表2）。

表2 必要ない記述の分析結果

サブカテゴリー	コード数
小中高で学んだ	22
判断できる年齢	12
必要性を感じない	10
常識	5
受講しない	4
興味を増強させる	3
悪いことはわかっている	3
自己責任	2
時間がもったいない	1
合計	62

## 5. 大学における薬物乱用防止教育の一試案

以上より大学における指導の充実化と必要性が確認されたため、本意識調査を踏まえた薬物乱用防止教育の一試案を検討した（表3）。指導内容や方法は、本調査で得られた大学生が期待する講義内容と講義方法を取り入れ、薬物の危険性を視覚的教材や経験談によって学ぶ形式にした。内容及び方法は、以下の通りである。

### 1) 導入

まず薬物の危険性を再確認する必要がある。高等学校までの薬物乱用防止教育によって、薬物の名前や影響、依存に至るメカニズムなど基本的知識を学んでいるため、大学では薬物の使用前と乱用後の心身に現れる変化を写真等によって示すことで、薬物の危険性を一目で再確認できるようにした。

### 2) 展開

薬物の危険性を踏まえ、量的研究からわかった茨城大学生を取り巻く薬物環境の実態を示す。0.9%の大学生は薬物乱用を誘われたことがあり、5.3%の大学生は周囲で薬物乱用を見聞したことを知り、一人一人がいつどこで薬物乱用に関わるかわからないことを自覚し、危機感をもてるようにした。また、実際に薬物乱用を誘われた場合や友人が薬物を乱用した場合、適切な行動をとることができるように、事前に想定する指導とした。さらに、薬物依存回復者の経験談によって、なぜ薬物を使用してはならないのか、改めて考える。そして、大学生は一社会人として教育を受ける立場から次世代に伝える立場へ移行時期であることに気付くことを期待した。

### 3) まとめ

まとめでは、簡単なアンケートで目標が達成されたか確認し、指導内容をまとめたパンフレットを配布することで評価とした。

## 考察

### 1. 薬物乱用防止教育の変遷と効果

#### 1) 薬物乱用防止教育の始まり

薬物乱用防止教育は、1969年中学校学習指導要領第4次改訂時に初めて行われた。単元は「薬品・嗜好品と健康」で、対象は中学生第2学年であった<sup>15)</sup>。しかし、1977年中学校学習指導要領第5

表3 大学における薬物乱用防止教育一試案

### 大学における薬物乱用防止教育一試案

時期 入学時ガイダンス

対象 新入生

目標 ①薬物乱用を誘われた時や友人が薬物を乱用した場合の対応を考える。  
②社会人として、薬物の危険性を次世代に伝える役割を担っている意識をもつ。

時間配分	内容	備考
導入 (5分)	1. 薬物乱用の危険性 使用前と乱用後の比較写真をみせる	・写真
展開 (15分)	2. 大学での薬物乱用の実態 誘われたことがある茨城大学生は0.9%、周囲で見聞きしたことがある茨城大学生は5.3%いた。いつどこで薬物乱用に関わるか分からないことを自覚し、危機感をもつ。 3. 誘われた時と友人が乱用した時の対応 自分自身が誘われ場合や友人の乱用を知った場合、どのように対応するか考える。 4. なぜを考え、説明できる 経験談からなぜ使用してはならないか改めて考える。そして伝え広める役割を担っていることに気づく。	・統計的資料  ・映像  ・薬物依存回復者の経験談
まとめ (5分)	5. 評価 ・目標が達成されたか確認する ・指導内容をまとめたパンフレットを配布する	・アンケート ・パンフレット

次改訂時、基本的事項を精選する理由のもと削除された<sup>16)</sup>。1989年、中学生第3学年、高校生を対象に再び始まり、その内容は「喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、疾病の要因ともなること(中学校).」、「喫煙や飲酒、薬物乱用と健康との関係、一省略一ついて理解させる(高等学校).」であった<sup>17)</sup>。

#### 2) 薬物乱用の若年化

1995年(平成7年)、二度の薬物乱用期を経て、第三次乱用期が始まった。「かつての薬物乱用期と比較し、第三次乱用期の特徴は、第一に薬物乱用が高校生から中学生にまで及ぶという若年化傾向である」<sup>18)</sup>と述べられるように、1976年(昭和52年)以降、覚せい剤等の乱用により補導された高校生は、1996年(平成8年)と1997年(平成9年)時に特に多く、深刻な状況であった。

#### 3) 学習指導要領の改訂

1996年(平成8年)と1997年(平成9年)の中学生と高校生の薬物乱用状況を受け、1997年(平成9年)10月31日、文部科学省は、各国立大学長、国立久里浜養護学校長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長あてに「児童生徒の覚せい剤等の薬物乱用防止に関する指導の徹底について」を通知した<sup>17)</sup>。そして1998年(平成10年)、第7次改訂の学習指導要領において、新た

に小学校の教科「体育」（保健領域）においても薬物乱用防止に関する指導を行うことを明記するとともに、中学校及び高等学校においてもその指導内容（中学校「保健体育」の保健分野、高等学校「保健体育」の「科目保健」）の充実を図った<sup>17) 19) 20)</sup>。

2008年（平成20年）9月、文部科学省は各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長、各国公私立大学長、各国立私立高等専門学校長あてに「薬物乱用防止教育の充実について」を通知し、2008年の第8次改訂の学習指導要領において、高等学校における指導内容に「対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。」が追加された。

このように、学習指導要領における薬物乱用防止教育の内容は、社会的背景や中学生や高校生の実態と共に変化を遂げ、充実した指導内容や方法は現在に至るまで求められている。

#### 4) 薬物乱用防止教育の効果

1997年（平成9年）、2000年（平成12年）、2006年（平成18年）計3回にわたり、文部科学省は「児童生徒の覚せい剤等の薬物に対する意識等調査」を実施した。過去3回の意識調査結果のうち、性別ごとの薬物の印象と薬物乱用の考えの推移から、薬物乱用防止教育の効果を検討する。本研究においては、2006年（平成18年）の調査結果を中心に、基本的には過去2回（1997年、2000年）の調査結果と比較を行ったところ、男女ともに楽観的な印象を有している生徒児童が減少し、危険である印象を有している生徒児童が増加した。また、男女ともに薬物は絶対に使うべきではないと考える生徒児童が増加し、個人の自由であるとする生徒児童が減少した。

#### 2. 大学における薬物乱用防止教育の実態

JASSO（日本学生支援機構）の調査<sup>1)</sup>から、大学における薬物乱用防止教育の中心は、ポスター等の掲示92.6%、入学時等におけるガイダンス74.7%であることがわかった。一方、学外の機関（警察、保健所等）と連携した指導会の実施39.1%、一般学生に対する研修27.4%、学生意識調査4.4%であり、1.5%の大学では薬物乱用防止教育を実施していなかった。

#### 3. 大学における薬物乱用防止教育の必要性

2006年以降、大学生における薬物乱用問題が相次いで報道され、2008年、薬物乱用対策推進本部は第三次薬物乱用防止五カ年戦略において、大学等の学生に対する薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めることが明記された。これを受けて、1998年（平成10年）の中学校学習指導要領改訂と1999年（平成11年）高等学校学習指導要領改訂による薬物乱用防止教育の充実化によって、学習効果や早期教育の重要性が確認された。

本調査から茨城大学生は、大学における講義は必要（38.6%）とした割合は、必要ない（52.1%）を下回った。しかし、本調査から0.9%の大学生はマリファナ、大麻及びシンナーなどの使用を誘われたことがあること、5.3%の大学生は周囲で薬物乱用を見聞したことがあることが明らかになった<sup>14)</sup>ことから、本学においても楽観視することはできない。本学の85.8%の学生がこれまで薬物乱用防止教育を受けたと回答しているため、学生が小中高の繰り返しと感ぜないように大学生にとって関心の高い内容を精選すべきである。また、期待する講義内容は、薬物の〈危険性〉、〈害〉、〈法的知識〉、〈使用後どうなるか〉などであることが明らかになった。講義方法は写真や映像などの〈視覚的教材〉、薬物依存症の社会復帰施設職員による〈経験談〉を希望していることが明らかになった。回答した大学生のうち、11.8%が「具体的」や「実際に」などの言葉で表現しており、より現実味のある学びを期待していることから、〈視覚的教材〉や〈経験談〉から薬物の〈危険性〉、〈害〉、

〈法的知識〉、〈使用後どうなるか〉などを知ることは、強い印象を与え効果的であるといえる。なお、外部講師を委託する場合は、十分な打ち合わせや配慮の検討が必要である。

今後は高等学校までの教育に加えて、大学生においては、次世代へ教え広める役割へ移行する世代であることを踏まえて、実践的・継続的な薬物乱用防止教育を充実することが必要であるといえる。

#### 4. 大学における薬物乱用防止教育の進展に向けて

大学における薬物乱用防止教育は、各大学の特徴や調査を基に、大学生の実態や意識に即した内容を取り扱うことが効果的であると考えられる。意識調査の量的研究結果<sup>14)</sup>から、薬物使用を誘われた経験と周囲の薬物乱用状況は他大学に比べ少ないが、茨城大学生を取り巻く薬物の環境は安全とはいえ、薬物乱用の危険性が示唆された。そして質的研究結果<sup>14)</sup>から、友人が薬物を乱用した時の対応記述が全体的に抽象的で、他人事として捉えているなどの問題点が挙げられた。そのため、「薬物乱用を誘われたときの対応や友人が薬物を乱用した場合の対応を考える」ことを目標に掲げた。そして大学生の特徴を生かし、「大学生は一社会人として、薬物の危険性を次世代に伝える役割を担っている意識をもつ」必要性があり、この2点を重点に置いた指導目標を設定した。本研究で提案した試案は25分間の指導案であるが、25分間の教材ができれば、ガイダンス、授業などで使用し、有用性を進展させられればと考える。本研究では教育試案を試行するまでには至らなかったが、参考資料となることを期待したい。

最後に、調査にご協力いただいた本学学生、院生の皆様に、心より感謝申し上げます。

#### 文献

- 1) 独立行政法人 日本学生支援機構：薬物乱用防止に関する各学校における啓発・指導の実態状況調査について、〈<http://www.jasso.go.jp/>〉, 2011/01/17.
- 2) 早稲田大学学生部：大麻等の違法薬物についての意識調査, 早稲田ウィークリー号外, 6, 2009.
- 3) 和田清：薬物の種類・健康への影響についての基礎知識—薬物の乱用, 依存, 中毒の違いを理解することの重要性 (特集 薬物汚染を地域で防ぐ), 月刊地域保健, 40, 24, 2009.
- 4) 財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター：〈<http://www.dapc.or.jp/index.htm>〉, 2011/01/28.
- 5) 警察庁：平成22年度版 警察白書—特集：犯罪のグローバル化と警察の取組み—, 118-119, ぎょうせい, 東京, 2010.
- 6) 小野田博通：大学生薬物事犯の現状 (特集 事件・犯罪防止—消費者・IT・薬物問題について), 大学と学生, 43-44, 2009.
- 7) 警察庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課：平成20年中の薬物・銃器情勢 確定値, 〈[http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakujuuu/yakujuuu/h20\\_jyousei\\_yak-ujyu.pdf](http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakujuuu/yakujuuu/h20_jyousei_yak-ujyu.pdf)〉, 2010/12/16.
- 8) 警察庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課：平成17年中の薬物・銃器情勢 確定値, 〈<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/yakutai13/20060515.pdf>〉, 2010/12/16.



- 9) 小野田博通：わが国の薬物事犯の現状－大学生薬物事犯を中心に（特集 大学生を薬物乱用から守れ），大学時報，58，49-51，2009.
- 10) 学校保健・安全実務研究会：新訂版 学校保健実務必携（第2次改訂版），1028-1033，第一法規，東京，2010.
- 11) 前掲書10)，1034-1036.
- 12) スポーツ・青少年局学校健康教育課：薬物等に対する意識調査，  
〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/03/07042500.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/03/07042500.htm)〉，2010/11/03.
- 13) 谷津裕子：Start Up 質的看護研究，学研，2010.
- 14) 中野智美・竹下誠一郎・斉藤ふくみ・宮川八平：大学生の違法薬物に対する意識に関する研究，学校保健研究（投稿中）.
- 15) 前川峯雄：中学校学習指導要領の展開 保健体育科編，252-257，明治図書，東京，1970.
- 16) 佐々木吉蔵・山川岩之助：改訂 高等学校学習指導要領の展開 保健体育科編，298-299，明治図書，東京，1983.
- 17) 文部科学省ホームページ：〈<http://www.mext.go.jp>〉，2011/01/12.
- 18) 藤井基之：新・亡国のドラック，56-169，医薬経済社，東京，2010.
- 19) 文部省：小学校学習指導要領解説 体育編，83-91，東山書房，京都，1999.
- 20) 文部省：中学校学習指導要領解説－保健体育編一，88-105，東山書房，京都，1999.

#### Abstract

The survey by JASSO(Japan Student Services Organization) reported that drug abuse incidents occurred at the university of 7.8% since 2006. In addition, from the preceding studies, 53.6% of university students are generally available for the drug and 9.9 % of them see and hear the drug abuse around them. About drug abuse prevention education in university, teaching methods are expected to enrich the contents and effective teaching.

This study is to investigate the attitude of university students for drug abuse and make their actual condition and issues clear. And we conducted a study of a tentative plan of drug abuse prevention education in the guidance for new students in reference to the survey results. We expect this study will have a good effect on drug abuse prevention education in Japan.